

平成 27 年 12 月 28 日
厚生労働省第 65 回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が
求められた事項に対する回答1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 25 年 1 月 25 日付け府統委第 7 号）にお
ける指摘事項への対応について

(1) 指摘事項①

**国勢調査におけるデジタル地図の活用方法を踏まえ、調査員による準備調査によらない単
位区設定を実施する可能性について検討して欲しい。**

【回答】

調査区・単位区設定の前提について

- 国勢調査区情報が利用可能となるのは、国勢調査実施後 2 年目から。
→ ・本調査の実施が 6 月のため、同じ年の 10 月実施の国勢調査の調査区は利用できない。
・平成 19～23 年調査は平成 17 年国勢調査区から層化無作為抽出。
・平成 24～28 年調査は平成 22 年国勢調査区から層化無作為抽出。
・各年において他調査との調査区の重複を排除。
- ※所得票等の単位区設定は世帯票の調査区を分割することにより行う。

効率的な調査の
観点から規模を限
定して実施。

疑問

最新のデジタル地図による情
報の補正で、準備調査によら
ない単位区設定が可能か？

現状

◎正確に調査対象を把握す
るためには、準備調査が必
要。

国勢調査におけるデジタル地図の利用について

- デジタル地図の貸与
総務省が一括調達したデジタル地図を各自治体へ貸与（利用は任意）している。
なお、地図には氏名や世帯数などの情報は記載されておらず、白地の住宅地図である。
※入札案件で作成には数千万の経費がかかる。
- 調査区要図は調査員が作成
原則、調査員が担当する調査区を巡回し、当該調査区を確認し「調査区要図」を作成する。
- 調査区番号・単位番号は自治体が作成
元となるデータ（過去調査のデータ）は総務省から貸与されるが、調査区番号・単位番号は自治体が作成する。

国民生活基礎調査における単位区設定について

- ◎厚生労働省による単位設定
デジタル地図については、事前に単位区に分
割する世帯数の情報がないため、厚生労働省で
単位区設定をすることはできず、正確に調査対
象を把握するためには、国勢調査と同様に調査
員による関与（準備調査）が引き続き必要。
- ◎予算の制限
現行の予算事情に配慮する必要がある。

【注意点等】

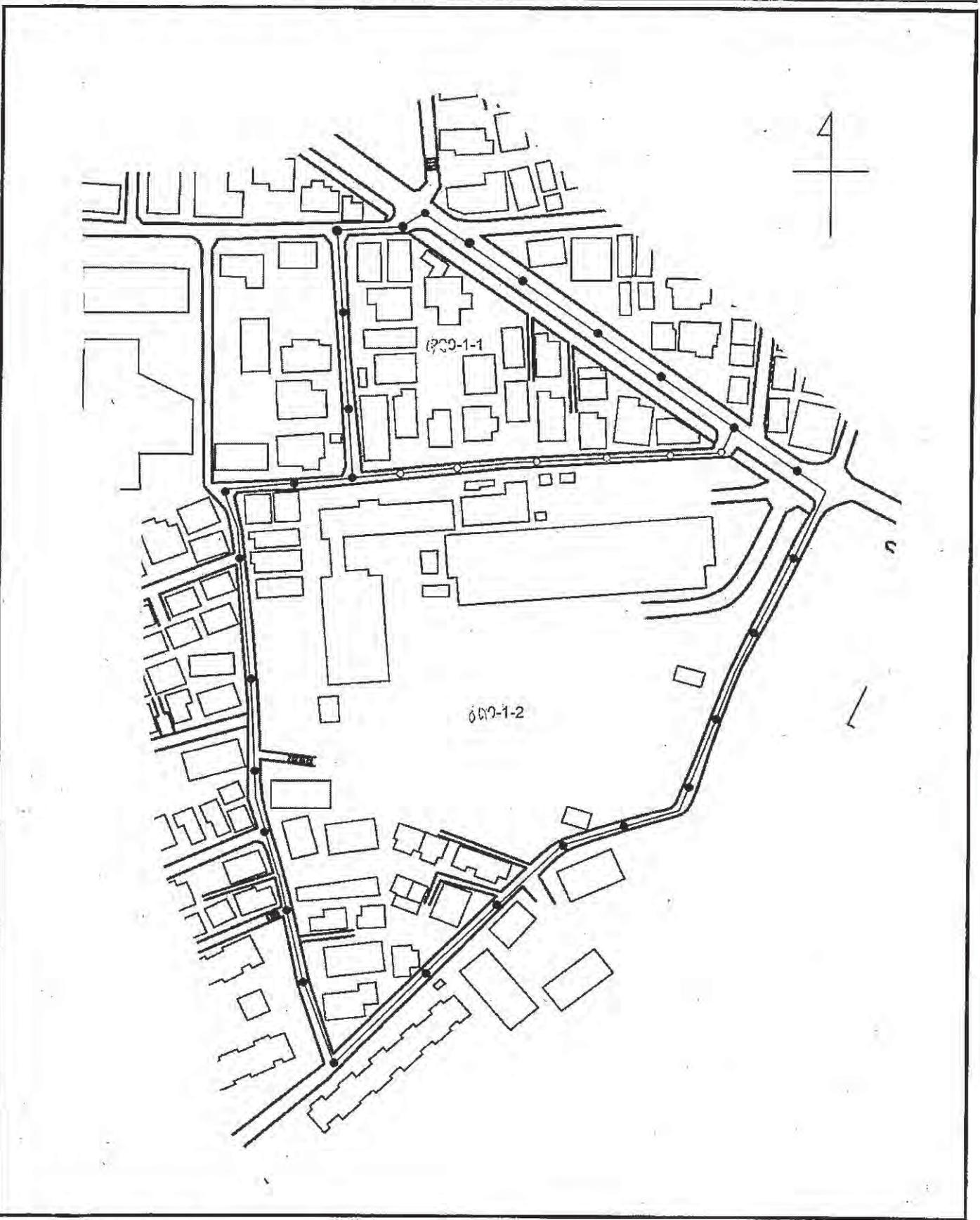
- デジタル地図情報は古い
デジタル地図を作成しているゼンリンは 2 年に一度地図情報を更新し、情報が古いケースもあり、デジタル地図情報は鵜呑みにしてはいけない（総務省としては、正確な調査対象を把握する観点からは、最後は人の足で確認することが大切と認識。）。
- 専用ソフトが必要
デジタル地図情報を活用するためには専用ソフトが必要であり、ソフト購入経費や手続きは自治体に負担させている。
- 必要なデータの追加
総務省から貸与されたデータに存在しない調査区の分割・統合・修正情報の追加など必要な処理や情報を加えた上で、地区要図として作成する必要がある。

調査区要図

調査員
氏名
調査区
の区域

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名 ...県	市町村名 ...市	区名 〇〇区	市区町村コード 〇〇〇〇〇	調査区番号 〇〇〇〇〇	(単位区の番号) 〇〇 ~ 〇〇
---------------	--------------	-----------	------------------	----------------	---------------------



2 統計委員会諮問第 45 号の答申（平成 25 年 1 月 25 日付け府統委第 7 号）における「今後の課題」への対応状況について

【非標本誤差の縮小等に向けた取組】

国勢調査と国民生活基礎調査の結果との間で世帯数に差異が生じていることから、推計方法について見直しが必要ではないか。

【回答】

①推計方法の変更について

前回部会時において、ご提案のあった推計方法は以下の通りである。

調査区 j における属性 h の対象世帯数を n_{jh} 、回収世帯数を \tilde{n}_{jh} とする。

h は属性を表し、 $h = 1$ は単身世帯、 $h = 2$ は単身世帯以外の世帯とする。

対象世帯数 n_{jh} は単位区世帯名簿から把握可能。

$$\hat{X}_j = \sum_h \frac{n_{jh}}{\tilde{n}_{jh}} X_{jh} \quad \hat{Y}_j = \sum_h \frac{n_{jh}}{\tilde{n}_{jh}} Y_{jh}$$

とおき、

$$\hat{T}_k = \frac{\sum_j \hat{X}_{kj}}{\sum_j \hat{Y}_{kj}} \times P_k$$

これにより必要となる情報は

- ・対象世帯数
- ・回収世帯数
- ・世帯人員数（単身世帯か単身世帯以外か）

である。

このうち、対象世帯数及び回収世帯数は把握可能であるが、世帯人員数について把握できない情報が存在する。

これは、実査における単位区世帯名簿は、面接拒否や面接不能（入院・出張等何らかの理由による不在）、その他（外国人のため聞き取り不能を含む）の理由により未回収世帯の世帯人員数（単身世帯か単身世帯以外か）は把握ができない場合があることによる（席上配布資料）。

よって、推計に必要な情報が不足しており、厚生労働省としては、ご提案の推計方法の採用は困難であると考えている。

②事後層化について

また、厚生労働省では、全部不詳データ（無回答世帯）の補正についても検討しているが、全部不詳データの補正については、無回答世帯の情報が何もないことから、補正は困難であるとしつつも、「世帯構造、世帯主の年齢別分布が国勢調査と同じと仮定」するなどの方法によって補正を検討した（別紙参照）。

なお、別紙 1 頁の I の②（1）がいわゆる事後層化に該当する。

この検討の結果は別紙2頁において提示しているが、
(ア) 世帯構造別の世帯の構成割合の差については、国勢調査との間に乖離がなくな
った。

(イ) しかしながら、世帯員の年齢分布の人数の差については、国勢調査との間に乖
離が生じてしまった。

このように、補正結果により別の乖離が生じることが把握されたことにより、
「補正結果が補正しない場合より良くなったかどうかを含め、有効性が判断でき
なかった。」と結論づけたところである（注）。

以上のことから、厚生労働省としては、（事後層化なども含めた）補正を伴う推
計方法の変更については、積極的に採用するまでは至らないと考えている。

（注）さらに、「世帯構造、世帯主の年齢別分布が国勢調査と同じと仮定する方法は、国民生活基礎調
査と国勢調査が同じ年に実施されている場合は適用できるが、異なる年の場合、国勢調査結果をその
ままでは適用できないことに注意する必要がある。」との指摘がある。

